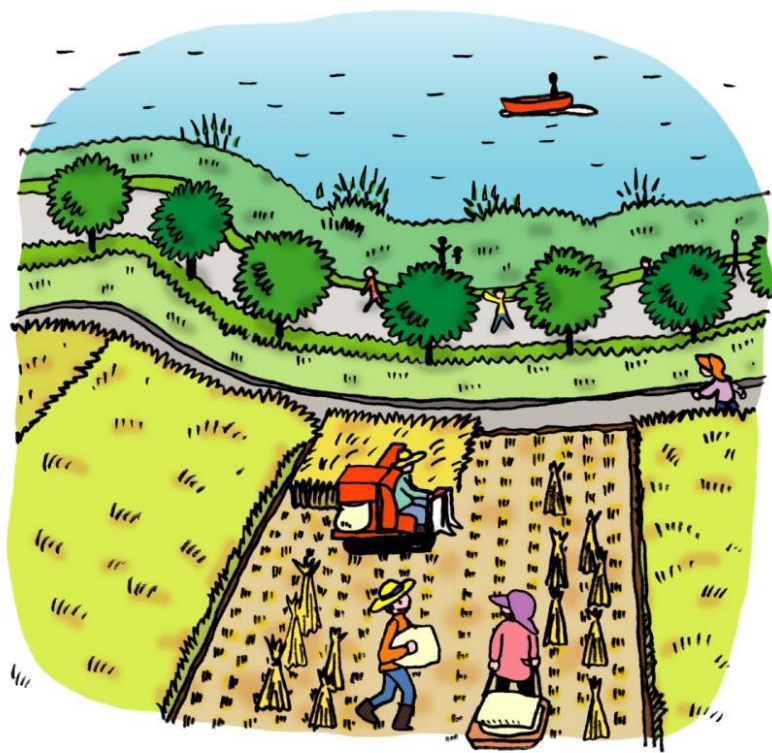


生産緑地



碧南市建設部都市計画課

生産緑地地区とは

生産緑地地区は市街化区域内で、良好な生活環境の形成のために計画的に保全していく農地のことです。

つまり、都市環境の保全、

公害または災害の防止 の役割を担っています。

生産緑地の役割を果たすために一定の規模と長期間にわたり緑地であることが必要とされ、下記条件で指定しています。

指定時の条件（平成4年12月指定）

- ・一定の面積規模であること…一団で500㎡以上
- ・長期営農が可能であること…営農に必要な水路等があるなど客観的にみて農業の継続が可能であること

生産緑地地区での行為制限

生産緑地の機能を守るために、生産緑地の所有者および耕作者は農地として良好に管理しなければなりません。

★許可が必要な事項の例★ （法第8条）

- ・農作物の生産・集荷や貯蔵・保管に使用するための施設の新築・改築・増築

※規模や内容により手続きが異なります。

都市計画課で確認をしてください。

※営農に関してご相談がある場合はお問い合わせください。

★ご確認ください★

- （１）現地に生産緑地の杭はありますか
- （２）農地として適切に管理されていますか
- （３）耕作主体者が適切に届出されていますか
（農業委員会へ問い合わせてください）



生産緑地地区の買取申出（生産緑地法第10条）

生産緑地地区の所有者は下記の場合でその生産緑地での営農が不可能な場合、救済措置として市町村長に対して買取申出をすることができます。

～買取申出ができる要件～

○生産緑地に指定（平成4年12月）されてから30年が経過した場合

○耕作の継続が不可能な場合

- ・主たる従事者（※1）が死亡した場合
- ・主たる従事者が耕作することが不可能な故障（※2）を負った場合

※1 主たる従事者とは

- ①中心になって農業従事していたもの（農家台帳上の主体者）
- ②家族経営、共同経営などにおいては下記の日数従事している者
中心となる者が65歳未満…農作業従事（1年間）日数の8割
中心となる者が65歳以上…農作業従事（1年間）日数の7割

※2 不可能な故障（医師の診断書による証明が必要）

- ①両目の失明
- ②精神の著しい障害
- ③神経系統の機能の著しい障害
- ④胸腹部臓器の著しい障害
- ⑤両手の手指もしくは両足の足指の全部もしくは一部の喪失又はその著しい障害
- ⑥1年以上の期間を要する入院その他の事由により営農ができない故障として市長が認定したもの。

買取申出の手続きについて（留意事項）

《主たる従事者の死亡の場合》

- ・相続された方は、耕作継続の可・不可について検討してください。
- ・継続の場合は、すみやかに耕作主体者の変更届けを提出してください。
（農業委員会が窓口です）

《主たる従事者の故障の場合》

- ・医師の診断書による営農不可能である証明が必要です。

《生産緑地の一部を買取申出する場合》

- ・生産緑地の一部を買取申出した場合、残りの生産緑地については以前買取申出したのと同じ理由（従事者）では申出できません。

生産緑地地区の行為制限解除

地方公共団体や他の農業従事者が買取りをしない場合は、申し出から3ヶ月後に生産緑地地区の行為制限は解除されます。

生産緑地地区の税制上の特別措置

生産緑地地区は固定資産税や都市計画税等について農地並課税がされてます。

ただし、生産緑地地区の行為制限が解除になった場合や生産緑地地区であっても営農管理がされてない場合には現況に沿って課税されます。

お問い合わせ先

碧南市役所 建設部 都市計画課

(0566) 41-3311

内線421・422

平成18年10月